

入札保証保険普通保険約款

第1章 補償条項

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、この約款に従い、保険契約者が保険証券記載の契約（以下「証券記載契約」といいます。）について入札をし、落札をしたにもかかわらず証券記載契約を締結しない場合において、被保険者の被る損害に対して保険金を支払います。

第2条（保険金を支払わない場合）

- （1）当会社は、保険契約者（保険契約者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。以下、同様とします。）またはその者の法定代理人の故意または重大な過失によって生じた損害に対して保険金を支払いません。ただし、損害が生じたことについて被保険者が信義に反せず誠実であるときは、この限りではありません。
- （2）当会社は、次に掲げる事由によって生じた損害に対して保険金を支払いません。ただし、損害が生じたことについて保険契約者の責に帰すべき事由がある場合はこの限りではありません。
 - ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（この約款においては、群衆または多数の者の集団の行動によって全国または一部の地区において著しく平穏が乱れ、治安維持上重大な事象と認められる状態をいいます。）
 - ② 地震、噴火、津波、洪水、高潮または台風
 - ③ 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同様とします。）または核燃料物質によって汚染された物質（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
 - ④ ③に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
- （3）当会社は、（2）各号以外の保険契約者の責に帰すことのできない客観的事由によって生じた損害に対して保険金を支払いません。

第3条（保険金の支払額）

- （1）当会社が第1条（保険金を支払う場合）の保険金として支払うべき損害の額は、被保険者が保険契約者の入札の者と証券記載契約と同一内容の契約を締結する場合の一般に認められる契約金額と保険契約者の入札金額との差額とします。ただし、その額が保険金額をこえるときは、保険金額を限度として支払います。
- （2）（1）の一般に認められる契約金額は、保険契約者が落札をしたにもかかわらず契約を結ばないことを被保険者が知った時および契約を履行すべき地を基準として算出します。

第4条（他の保険契約がある場合の保険金の支払額）

第1条（保険金を支払う場合）の損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約がある場合において、総保険金額が損害（これらの保険契約によって支払うべき被保険者の損害に限ります。）の額をこえるときは、当会社は、次の算式によって算出した額を保険金として支払います。

$$\text{損害の額} \times \frac{\text{この保険契約の保険金額}}{\text{それぞれの保険契約の保険金額の合計額}} = \text{保険金の支払額}$$

第2章 基本条項

第5条（保険責任の始期および終期）

当会社の保険責任は、保険料を領取した時に始まり、次に掲げる保険金支払債務消滅の時に終ります。

- ① 保険契約者が証券記載契約を締結したとき
- ② 保険契約者が証券記載契約を締結しないことに基づく損害賠償債務を履行したとき
- ③ 当会社が第1条（保険金を支払う場合）に定める保険金を支払ったとき

第6条（告知義務）

- （1）保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、保険契約申込書その他の書類の記載事項のうち重要な事項として当会社が告知を求めた事項（以下、「告知事項」といいます。）について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。
- （2）当会社は、保険契約締結の際、保険契約者もしくは被保険者またはこれらの者の代理人が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- （3）（2）の規定は次の各号のいずれかに該当する場合には適用しません。
 - ① ②に規定する告げなかった事実または告げたことと事実との異なることがなくなった場合
 - ② 当会社が保険契約締結の際、（2）に規定する告げなかった事実もしくは告知と異なることを知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合（当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを知っていた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを知った場合を含みます。）
 - ③ 被保険者が信義に反せず誠実であった場合
 - ④ 保険契約者または被保険者が、第1条（保険金を支払う場合）の損害の発生の前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合は。なお、当会社が訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認めるとき限り、当会社はこれを承認するものとします。
 - ⑤ 当会社が、（2）の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合
- （4）（2）の規定による解除が第1条（保険金を支払う場合）の損害が発生した後になされた場合であっても、第14条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払いつたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- （5）（4）の規定は、（2）に規定する告げるべきであった事実に基づかず発生した第1条（保険金を支払う場合）の損害については適用しません。

第7条（通知義務）

- （1）保険契約者または被保険者は、保険契約締結の後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、事実の発生がその責めに帰すべき事由によるときはあらかじめ、責めに帰すべきでない事由によるときはその発生を知った後、遅滞なく、書面をもってその旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。
 - ① 保険契約者または被保険者の合併、清算、解散または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算の開始の申立
 - ② 証券記載契約の内容の変更
 - ③ 告知事項の内容に変更を生じさせる事実
 - ④ 保険金支払義務の発生に重大な影響を及ぼすような事実
- （2）保険契約者および被保険者がいずれも正当な理由がなく（1）に規定する手続を怠った場合には、当会社は、保険契約者または被保険者がその発生を知った時から当会社が（1）の承認の請求を受領するまでの間に生じた損害に対しては、保険金を支払わないことがあります。
- （3）（2）の規定は、（1）の事実に基づかず発生した第1条（保険金を支払う場合）の損害については適用しません。

第8条（保険契約者の住所変更）

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

第9条（保険契約に関する調査）

- （1）当会社は、いつでも、保険契約に関して必要な調査をすることができます。
- （2）被保険者が、正当な理由がなく（1）の調査を拒んだ場合は、当会社は、保険金を支払わないことがあります。

第10条（保険契約の無効）

- （1）保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効とします。
- （2）保険契約の無効は、被保険者が、すでに第1条（保険金を支払う場合）の損害が生じ、またはその原因が発生していたことを知っていたときは、保険契約は無効とします。

第11条（保険契約の失効）

次の場合により、その事実が発生したときから保険契約はその効力を失うものとします。ただし、あらかじめ当会社が書面により承諾した場合は除きます。

- ① 被保険者に変更があった場合
- ② 証券記載契約の内容に重大な変更があった場合

第12条（保険契約者による保険契約の解除）

保険契約締結後、保険契約者は、被保険者の承諾のある場合を除き、保険契約を解除することができません。

第13条（重大事由による解除）

- （1）当会社は、次の各号のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。ただし被保険者が信義に反せず誠実である場合は除きます。
 - ① 保険契約者または被保険者が、当会社に対するこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと
 - ② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと
 - ③ ①および②に掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、①および②の事由がある場合と同程度に当会社のこれらに対する責に帰する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと
- （2）（1）の規定による解除が第1条（保険金を支払う場合）の損害の発生した後になされた場合であっても、第14条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、（1）各号の事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した第1条（保険金を支払う場合）の損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。ただし被保険者が信義に反せず誠実である場合は除きます。

第14条（保険契約解除の効力）

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第15条（保険料の請求）

第6条（告知義務）（3）④の承認をする場合または第7条（通知義務）（1）の事実が生じた場合において、保険料を追加して請求の必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料の差額を請求します。

第16条（保険料の返還）

当会社は、いかなる場合においても保険料を返還しません。ただし、当会社の責に帰すべき事由によって、保険契約が無効となったときは保険料の全額を、失効となったときおよび解除されたときは未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

第17条（保険金の請求）

- （1）当会社に対する保険金請求権は、第1条（保険金を支払う場合）の損害が発生したときから発生し、これを行使することができます。
- （2）被保険者が保険金の支払を請求する場合は、保険証券に添えて次の書類を当会社に提出しなければなりません。
 - ① 保険金請求書
 - ② 損害額を証明する書類
- （3）当会社は、損害の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、（2）に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を遅やかに提出し、必要を協力しなければなりません。
- （4）被保険者が、正当な理由がなく（2）もしくは（3）の規定に違反した場合は（2）から（3）までの書類に事実と異なる記載をなしたときはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当会社が保険金を支払いません。

第18条（保険金の支払時期）

- （1）当会社は、被保険者が第17条（保険金の請求）の規定による手続を完了した日（以下この条において「請求完了日」といいます。）からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
 - ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、損害の原因、損害発生状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額および第1条（保険金を支払う場合）の証券記載契約を締結しないことと損害との関係
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
- （1）①から④までのほか、他の保険契約の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- （2）（1）の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、（1）の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日からその日を含めて次に掲げる日数（複数に該当する場合は、そのうち最長の日数）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期に被保険者に対して通知するものとします。
 - ① ①から④までの事項を確認するための、公の機関による調査結果の照会（弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。） 180日
 - ② ① ①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 90日
 - ③ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における ① ①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
 - ④ ① ①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日
 - ⑤ 保険の対象となる債務等の内容もしくは損害発生事由が特殊である場合または債務者にかかる複数の債務が不履行となる場合において、① ①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 180日
- （3）（1）または（2）①から⑤までに掲げる特別な照会または調査を開始した後、（1）または（2）①から⑤までに掲げる期間中に保険金を支払う見込みがないことが明らかになった場合には、当会社は、（1）または（2）①から⑤までに掲げる期間内に被保険者との協議による合意に基づきその期間を延長することができます。
- （4）（1）から（3）までに掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（必要な協力を行わなかった場合を含みます。）には、これにより確認が遅延した期間については、（1）から（3）までの期間に算入しないものとします。

第19条（時効）

保険金請求権は、第17条（保険金の請求）（1）に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第20条（代位）

- （1）当会社は、第1条（保険金を支払う場合）の損害に対して保険金を支払ったときは、その支払った保険金を限度として、かつ、被保険者の権利を害さない範囲内で被保険者が保険契約者に対して有する権利を代位取得します。
- （2）被保険者は、保険金を領取したときは、被保険者の権利を害しない範囲内において当会社が取得する前項の権利を保全しまたは行使するため必要な書類を当会社に交付しなければなりません。このために必要な費用は、当会社の負担とします。
- （3）被保険者は、第1条（保険金を支払う場合）の損害が発生した場合には、被保険者の権利を害しない範囲内において、当会社が取得する（1）の権利の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。
- （4）当会社は、被保険者が正当な理由がなく（2）または（3）の規定に違反したときは、当会社が（1）の規定による権利の行使によって取得すべかりし金額のうちその違反によって取得できなかった金額を被保険者に対し請求することができます。

第21条（訴訟の提起）

この保険に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第22条（準拠法）

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

特約条項

以下に印刷されている特約条項については、保険証券面上の特約条項欄に特約名称が表示されている場合に適用されます。

入札保証保険定額てん補特約条項

第1条（保険金の支払額）

この特約条項に従い、入札保証保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第3条（保険金の支払額）の規定にかかわらず、保険証券記載の契約（以下「証券記載契約」といいます。）の入札につき、保険契約者が落札をしたにもかかわらず証券記載契約を締結しないときの損害賠償の額を予定した場合は、当会社が保険金として支払うべき損害の額は、その予定額とします。

第2条（準用規定）

この特約条項に規定のない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、この保険契約に適用される普通保険約款および特約条項の規定を準用します。

求償権特約条項

当会社は、保険金を支払ったときは、保険契約者に対し、保険金相当額ならびに約定の利息および遅延損害金その他必要な費用を求償する権利を有するものとします。

共同保険に関する特約条項

第1条（独立責任）

この保険契約は、保険証券記載の保険会社（以下「引受保険会社」といいます。）による共同保険契約であって、引受保険会社は、保険証券記載のそれぞれ保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。

第2条（幹事保険会社の行事項）

保険契約者が保険契約の締結に際しこの保険契約の幹事保険会社として指名した保険会社は、全ての引受保険会社のために次の各号に掲げる事項を行います。

- ① 保険契約申込書の受理ならびに保険証券等の発行および交付
- ② 保険料の収納および受領または返戻
- ③ 保険契約の内容の変更の承認または保険契約の解除
- ④ 保険契約上の規定に基づく告知または通知に係る書類等の受領およびその告知または通知の承認
- ⑤ 保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領およびその譲渡の承認または保険請求権等の上の質権の設定、譲渡もしくは消滅の通知に係る書類等の受領およびその設定、譲渡もしくは消滅の承認
- ⑥ 保険契約に係る変更手続き完了のお知らせの発行および交付または保険証券に対する裏書等
- ⑦ 保険の目的その他の保険契約に係る事項の調査
- ⑧ 事故発生もしくは損害発生通知に係る書類等の受領または保険金請求に関する書類等の受領
- ⑨ 損害の調査、損害の査定、業務等の支払および引受保険会社の権利の保全
- ⑩ その他前各号の事務または業務に付随する事項

第3条（幹事保険会社の行為の効果）

この保険契約に関し幹事保険会社が行った第2条（幹事保険会社の行の行事項）に掲げる事項は、全ての引受保険会社が行ったものとみなします。

第4条（保険契約者等の行為の効果）

この保険契約に関し保険契約者等が幹事保険会社に対して行った通知その他の行為は、全ての引受保険会社に対して行われたものとみなします。

第5条（準用規定）

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、この保険契約に適用される入札保証保険普通保険約款および特約条項の規定を準用します。